

まつぶし緑の丘公園 スポンサー花壇実施要綱

令和5年12月26日 町長決裁

(趣旨)

第1条

この要綱は、法人及び団体等(以下、「スポンサー」という。)から協賛を得て、まつぶし緑の丘公園(以下、「公園」という。)の美観と魅力を向上させ、町民及び県民の公園への認知度と評価を高めることを目的とするスポンサー花壇について、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スポンサー花壇の設置)

第2条

公園内の特定のエリアに、スポンサーの名前を冠した花壇を設置する。

(協賛金)

第3条

協賛金の額は、花壇等の場所ごとに町長が別に定める。

(花壇の維持管理)

第4条

花壇の維持管理と栽培植物の選定は、公園が行うものとする。

(対象となるスポンサー)

第5条

対象となるスポンサーは次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれらに類するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、私企業及び自営業で町内及び県内隣接市に事業所等を有するもの
- (3) その他、スポンサーとして妥当であると町長が認めるもの

(スポンサーの募集)

第6条

町長は、町ホームページ等によりスポンサー希望者を公募するものとする。

- 2 前項にかかわらず、町長は前条に該当するものに対し、スポンサーの案内をすることができる。

(スポンサーの応募)

第7条

スポンサーになろうとするものは、指定した期日までに申込用紙に必要事項を記入し、次のとおり応募するものとする。

- (1) 新年度のスポンサーを希望する場合 当該年度末日の2か月前まで
- (2) 年度内でスポンサーを希望する場合 公園側が指定する日

- 2 スポンサーとなる花壇については、1スポンサーにつき1箇所とする。

(スポンサーの決定)

第8条

町長は、前条の申込書を受理した後、スポンサーを決定するものとする。

2 募集期間中に同一箇所の花壇等に複数の申込者がいる場合は、寄附金の額により決定する。ただし、同額だった場合は抽選とする。

3 スポンサーとして適当でないと町長が認める企業・団体については、スポンサーに決定しないことがある。

(宣伝とブランディング)

第9条

スポンサーの名前とロゴは花壇に表示するとともに、公園のウェブサイトやSNSなどを通じてスポンサーの貢献を宣伝するものとする。

(協賛期間)

第10条

1 協賛期間は年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。

2 前号のほか、松伏町における公園の指定管理期間が終了した場合、協賛期間も終了するものとする。

(協賛終了後の対応)

第11条

協賛期間終了後、更新しない場合、花壇のスポンサー名の表示等は取り除かれ、その後の花壇の運用については公園側が決定するものとする。

(補則)

第12条

この要綱に定めるもののほか、スポンサー花壇の実施に関し必要な事項については、町長が別に定める。